

富加町空き家改修費支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富加町における地域活性化等に資する空き家の有効活用を支援するため、富加町空き家バンク制度に登録された物件の改修及び修繕に要した費用の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付については、富加町補助金等交付規則（平成17年富加町規則第21号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 富加町空き家バンク制度実施要綱（平成30年富加町訓令甲第19号）第4条の規定により空き家の登録を行った物件をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 市町村税等 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税及び市町村が個人から徴収すべき使用料、保育料、負担金等をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日において、次の各号に該当する者とする。

- (1) 空き家を購入し居住する者又は空き家を賃借し居住す

る者で、当該空き家の改修に対して所有者等の承諾を得た者

(2) 空き家の売買契約日又は最初の賃貸契約日から1年を経過しない者

(3) 市町村税等の滞納がない者

(4) 富加町暴力団排除条例（平成24年富加町条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない者

（補助対象工事）

第4条 補助金の対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）は、住宅機能向上のために行う改修工事で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修

(2) 内装、屋根、外壁等の改修

(3) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認めるもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事の総額から他の補助金等の対象となる工事費等の補助金を差し引きした金額に2分の1を乗じて得た額（その金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を補助額とする。ただし、30万円を限度とする。

2 この補助金は、補助の対象となった空き家につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事等の着手前に富加町空き家改修費支援補助金交

付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書の写し又は改修に要する経費に係る見積書の写し
 - (2) 工事着手前の施工箇所の図面及び写真
 - (3) 売買契約書又は賃貸契約書若しくは空き家の所有及び使用関係がわかる書類
 - (4) 空き家の改修に対する所有者等の承諾書（別記様式第2号）
 - (5) 申請者に市町村税等の滞納がないことを証明する書類
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、富加町空き家改修費支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止をしようとするときは、富加町空き家改修費支援補助金変更申請書（別記様式第4号）を町長に提出し、承認を受けるものとする。

（交付決定の変更）

第9条 町長は、前条の規定により補助対象事業の変更を承認したときは、富加町空き家改修費支援補助金交付決定変更承認書（別記様式第5号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内に富加町空き家改修費支援補助金実績報告書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書及び改修に要した費用の内訳が確認できる書類
- (2) 改修状況が確認出来る写真及び改修後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書等を確認のうえ補助金の額を確定し、富加町空き家改修費支援補助金交付額確定通知書（別記様式第7号）を交付決定者に送付するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、補助金交付決定額確定通知書をうけたときは、速やかに富加町空き家改修費支援補助金交付請求書（別記様式第8号）により補助金の請求を行うものとする。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことが出来る。

- (1) 第3条の補助対象者の要件を満たしていないことが発覚したとき
- (2) 第6条の申請に虚偽の内容が認められたとき
- (3) その他町長が補助金の取り消しが必要と認められたとき

2 町長は前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取

り消したときは、富加町空き家改修費支援補助金交付取消通知書(別記様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 前項の規定により取消通知を受けた者は、取り消しを受けた日から起算して60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

富加町空き家改修費支援補助金要綱様式

様式第1号（第7条関係）

平成 年 月 日

富加町長 様

申請者	住所
	氏名
	電話番号

富加町空き家改修費支援補助金交付申請書

富加町空き家バンクに登録中の空き家の改修補助金を受けたいので、富加町空き家改修費支援補助金要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 空き家バンク登録番号
2. 空き家所有者との関係
所有者本人
所有者以外関係（ ）
3. 添付書類
 - (1) 工事契約書の写し又は改修に要する経費に係る見積書の写し
 - (2) 工事着手前の施工箇所の図面及び写真
 - (3) 誓約書及び暴力団排除に関する誓約書
 - (4) 空き家の所有及び使用関係がわかる書類
 - (5) 空き家の改修に関する所有者等の承諾書
 - (6) 世帯全員の住民票
 - (7) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

富加町指令 第 号
年 月 日

交付決定者 住所

氏名 様

富加町長 板 津 徳 次 印

富加町空き家改修費支援補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付 富加町空き家改修費支援補助金交付申請書について、
富加町空き家改修費支援補助金要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定しま
す。

記

1. 交付決定額 円
2. 交付条件
 - (1) 交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容は、平成 年 月 日
付けで申請のあったとおりとする。
 - (2) 補助金の額は、要綱第6条の規定に基づき交付決定額の範囲内で確定する。
 - (3) 当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、補助金の交
付のあった年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。
 - (4) 補助金交付条件に違反したとき、虚偽その他不正の行為があったと認めるとき
は、補助金の全部又は一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若
しくは一部の返還を命ずることがある。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

富加町長 様

申請者	住所
氏名	印
電話番号	

富加町空き家改修費支援補助金変更申請書

平成 年 月 日付富加町指令第 号で交付決定を受けた補助金について、下記の理由により補助金の内容を変更したいので、富加町空き家改修費支援補助金要綱第9条の規定により、変更申請します。

記

1. 変更理由

2. 変更内容

既交付決定額	円
変更後の交付申請額	円
差し引き増減額	円

注) 変更前と変更後の事業内容が対比できる資料を添付して下さい。

様式第4号（第10条関係）

富加町指令 第 号
年 月 日

交付決定者 住所

氏名 様

富加町長 板 津 徳 次 印

富加町空き家改修費支援補助金交付決定変更承認書

平成 年 月 日付 富加町空き家改修費支援補助金変更申請書について、
富加町空き家改修費支援補助金要綱第10条の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 1. 既交付決定額 円
- 2. 変更決定額 円
- (1) 変更決定された補助金の内容は、平成 年 月 日付けで申請のあったとおりとする。
- (2) 補助金の額は、要綱第6条の規定に基づき変更承認額の範囲内で確定する。
- (3) 当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付のあった年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。
- (4) 補助金交付条件に違反したとき、虚偽その他不正の行為があったと認めるときは、補助金の全部又は一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

富加町長 様

交付決定者 住所

氏名 印

電話番号

富加町空き家改修費支援補助金実績報告書

平成 年 月 日付富加町指令第 号で交付決定を受けました補助事業
につきましては完了しましたので、富加町空き家改修費支援補助金要綱第11条の規定
により、下記添付書類を添えて実績を報告します。

記

添付書類

- ▼ (1) 改修に要した費用の内訳が確認できる書類及び領収書
- ▼ (2) 改修の状況が確認できる写真
- ▼ (3) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第12条関係）

富加町指令 第 号
年 月 日

交付決定者 住所

氏名 様

富加町長 板 津 徳 次 印

富加町空き家改修費支援補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付富加町指令第 号で交付決定した富加町空き家改修費支援補助金については、富加町空き家改修費支援補助金要綱第12条の規定により、下記のとおり交付額を確定しましたので、通知します。

記

1. 補助金交付確定額 円

年 月 日

富加町長 様

請求者 住所

氏名 印

電話番号

富加町空き家改修費支援補助金交付請求書

平成 年 月 日付富加町指令第 号で交付決定を受けました補助金について、富加町空き家改修費支援補助金要綱第13条の規定により、下記とおり請求します。

記

請求額 円

(1) 振込先金融機関名

銀行 店
信用金庫 支
農業協同組合 所

(2) 預金種別 [○で囲む]

普通 当座

(3) 口座名義

(4) 口座番号

口座番号

様式第8号（第14条関係）

富加町指令 第 号
年 月 日

交付決定者 住所

氏名 様

富加町長 板 津 徳 次 印

富加町空き家改修費支援補助金交付取消通知書

平成 年 月 日付富加町指令第 号で交付決定した富加町空き家改修費支援補助金については、富加町空き家改修費支援補助金要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金確定額の（全部・一部）を取り消したので通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 既交付決定額 | 円 |
| 2. 全部・一部 取消額 | 円 |

取消理由

（第14条第 号に該当するため）

- (1) 第3条の補助対象者の要件を満たしていないことが発覚したとき
- (2) 第7条の申請に虚偽の内容が認められたとき
- (3) その他町長が補助金の取り消しが必要と認められたとき

注) この取消通知書を受けた日から起算して60日以内に補助金の全部又は一部を返還するものとする。